

令和 6 年 9 月 24 日

住宅ローン変動金利の基準金利見直しについて

甲府信用金庫(理事長 岩下 浩)は、昨今の金利情勢等を踏まえ、令和 6 年 10 月 1 日より住宅ローン変動金利の基準金利を見直いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 令和 6 年 10 月 1 日以降に住宅ローンをお借り入れの方

令和 6 年 10 月 1 日現在の住宅ローン基準金利をもとに適用金利が決まります。

以降、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日を基準日とし、変動金利の基準金利を見直いたします。

2. 令和 6 年 9 月 30 日以前に住宅ローンをお借り入れの方

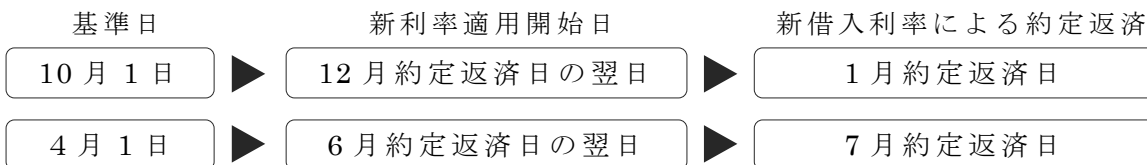
基準金利の見直し日…令和 6 年 10 月 1 日 (火)

新金利の適用開始日…令和 6 年 12 月の約定返済日の翌日 (令和 7 年 1 月約定返済分より適用)

変動金利で住宅ローンをお借入れいただいているお客さまの利率およびご返済額の見直し時期

- ▶ 変動金利の借入利率は、毎年 2 回の基準日 (10 月 1 日・4 月 1 日) に見直します。
- ▶ 新利率適用開始日は、12 月・6 月の約定返済日の翌日から適用し、基準日が 10 月 1 日の場合は翌年 1 月約定返済分から、4 月 1 日の場合は同年 7 月約定返済分から新しい借入利率で計算した約定返済額となります。

【新借入利率適用イメージ】



- ▶ 毎月のご返済額は、お借入日 (変動金利適用開始日) を基準として約 5 年間は変更されません。金利が上昇しても返済額 (元金+利息) は変わらず、元金と利息の割合が変更されます。
- ▶ お借入後 (変動金利適用開始後)、5 回目の 10 月 1 日を経過した翌年 1 月の毎月返済額分から新しい返済額での返済が始まり、以降 5 年毎に毎月の返済額が見直しされます。
- ▶ 5 年毎の見直しの際、見直し後の返済額は、見直し前の 1.25 倍が上限となります。仮に、見直し前の返済額が 100 千円であった場合、急激な金利上昇があった場合でも見直し後の返済額は 125 千円を超過することはありません。

以上

お問い合わせは、甲府信用金庫経営企画部まで

電話番号 0 5 5 - 2 2 2 - 4 0 7 3

あなたの未来へ こうしんと



 **こうしん 甲府信用金庫**